

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



御坊祭 / 御坊市

URL <http://w-kankoji.com/>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com

御坊祭

御坊祭は、御坊・日高地方最大のお祭です。昔から「人を見たけりゃ御坊祭」と謳われたほど大勢の見物客を集め続けています。10月1日の幟立て、3日の地固めを経て、4日の宵宮（宵祭）と5日の本祭を迎えます。顔を白く塗り隈取り顔の子供を乗せた四つ太鼓が勇壮に町内を練り歩きます。また県無形文化財第1号・国選民族芸能である「けほん踊り」は、生花をあしらった笠と華麗な衣装を身につけた踊り子たちが、いかめしくもユーモアあふれる踊りを披露します。

－ 目次 －

消費税の軽減税率制度	1
役員会報告	6
組合の動き	7
青年部の動き	7
雑学の泉	8
会社訪問	9
趣味のコーナー	10
編集後記	11

特集

消費税の軽減税率制度



税理士法人 タックス関西 代表社員税理士

淡 路 満



消費税は平成31年10月1日から10%（うち地方消費税2.2%）に変更されます。

I. 軽減税率制度の概要

消費税及び地方消費税（以下消費税という）の税率は平成31年10月1日から8%から10%（うち地方消費税2.2%）に引き上げられます。

同時に低所得者への配慮から「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が提携された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率は軽減税率（8.0%）と標準税率（10.0%）の複数税率になります。

区分	適用時期	現 行	平成31年10月1日（軽減税率制度実施）	
			軽減税率	標準税率
消 費 税 率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税		1.7% (消費税額の 17/63)	1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	8.0%	10.0%

II. 軽減税率の対象品目

①飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産^(注1)を含みます。なお外食やケータリング等は対象に含まれません。

注1. 一体資産とはおもちゃ付きのお菓子等で対価の額（税抜き価額）が1万円以下であること。
一体資産のうち当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。

②新聞

対象となる新聞とは、一定の題号^(注2)を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

注2. 一定の題号とは、例えば「〇〇新聞」「日刊△△」など、新聞の題号をいいます。



平成30年8月 国税庁

(1) 外食とは

飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいいます

- ① テーブル、イス、カウンターその他の飲食に用いられる設備(以下「飲食設備」をいう)のある場所において飲食する行為。
- ② 飲食料品を飲食させる役務の提供行為(サービス要件)
レストランやフードコートでの食事の提供が「外食」に該当します。
飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であるから、軽減税率の対象となる。

(2) テイクアウト(持ち帰り販売)

飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供に当たらない単なる飲食料品に該当し、軽減税率の対象となる。

飲食料品店で飲食するか、持ち帰りを選択するかは、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で、顧客の意思確認を行う等の方法によって判定する。

なお、顧客への意思確認は、各事業者が販売している商品や事業形態の応じた、適宜の方法で行っていく。



平成30年8月 国税庁

(3) ケータリング(出張料理)

顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供をいい、軽減税率の対象とはならない。

「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合は、ほか次の場合も該当する。

- ①相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ②相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合。

(4) 有料老人ホームでの飲食料品の提供、学校給食

有料老人ホームや小中学校等で提供される食事（以下給食という）でこれらの施設で日常生活や学校生活を営む者（以下入居者という）の求めに応じて、その施設の設置者等が調理等をして提供するもののうち、一定の基準を満たすものについては、軽減税率の対象となる。

施設の設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その日の最初に提供された飲食料品の提供の対価の額から累計した金額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供が軽減税率の対象となる。

軽減税率の対象となる給食等（飲食料品の提供）の範囲

施設	飲食料品の提供の範囲
有料老人ホーム	有料老人ホームの設置者又は運営者が、入居者に対して行う飲食料品の提供
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が入居者に対して行う飲食料品の提供
義務教育諸学校	義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供
夜間課程を置く高等学校	高等学校の設置者が、夜間課程で教育を受ける生徒の全てに対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
特別支援学校の幼稚部又は高等部	特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供
幼稚園	幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
特別支援学校の寄宿舎	寄宿舎の設置者が、寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

Ⅲ. 区分記載請求書等保存方式

現在、請求書等保存方式となっているが、軽減税率制度の実施に伴い、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、区分記載請求書保存方式となり、平成35年10月1日からは、適格請求書等保存方式となります。

(1) 区分経理

消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告書を行うために、税率ごとに区分経理を行う必要があります。

(2) 区分記載請求書等保存方式

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、この仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等（以下軽減税率の譲渡という）に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます。（区分記載請求書等保存方式）

①帳簿の記載事項

現行の記載事項に加え、課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、その旨（以下「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」という）の記載が必要となります。

区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

総勘定元帳（仕入れ） 株式会社〇〇				
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品※	21,600	

※は、軽減税率対象品目

総勘定元帳（売上げ） 株式会社△△				
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品※		21,600

※は、軽減税率対象品目

請求書

株式会社〇〇御中
平成××年11月2日

割り箸 550円
牛肉 ※ 5,400円
.....

合計 43,600円
(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は、軽減税率対象品目 株式会社△△

軽減税率対象品目を記号「※」や「☆」等で明らかにしておく必要があります。

帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）	
XX年	月 日	摘要	税区分	借方	(円)
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

②区分記載請求書等の記載事項

ア、課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨（以下軽減対象資産の譲渡である旨をいう）
 イ、軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）（以下「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」という）
 なお、この2つの記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者による、取引事実に基づく追記が認められています。

区分記載請求書等の記載事項

【区分記載請求書等に記載すべき事項】

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事㈱ ①

XX年11月30日

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	魚(8%)	5,400円
11/1	牛肉(8%)	¥10,800円
11/2	特ダネパン	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

平成30年8月 国税庁

軽減税率対策補助金

平成31年10月1日から消費税軽減税率が適用され複数税率となるために、中小企業、小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助するための補助金があります。

「所得税税法の一部を改正する法律」の成立日（2016年3月29日）から2019年9月30日までの導入又は改修等が完了したものが支援対象となります。

A 型

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

B 型

電子的受発注システム（EDI / EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修、入替を行う場合に使える補助金です。

- (1) 補助率は2 / 3ですが、1台のみ機器導入を行う場合で導入費用が3万円未満の機器については補助率3 / 4、タブレット等汎用端末についての補助率は1 / 2となります。
- (2) それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。又、新たに行う商品マスターの設定や機器設置（運搬費を含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限とする。
- (3) 複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

役員会報告 — ダイジェスト版 —

6月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成30年6月12日(火)
午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事7名、監事2名
- 1. 出席役員 理事3名、監事2名 ※書面による議決2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 第72回通常総会の費用精算について

事務局長から、別紙明細書により第72回通常総会の諸費用の精算について説明、報告があり審議の結果、全員異議なく賛成にて可決。

第2号議案 事業部事務所防水補修工事について

事務局長から、事業部防水補修工事について、雨漏りが発生したことから、補修の必要があり、別紙見積書により提案したところ、全員賛成にて可決。

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 平成30年度給水装置工事主任技術者試験実施のご案内
- 2. 図書の斡旋について（主任技術者試験他）
- 3. ゼンリン地図斡旋のご案内
- 4. 機械設備工事・積算実務マニュアル（2018）
- 5. 平成30年度各種講習日程（8月～11月）・・・建災防
- 6. 「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」開催のご案内

組合の動き

第50回紀州おどり「ぶんだら節」に組合連が会場



今年で第50回を迎える紀州おどり「ぶんだら節」が8月4日(土)に開催され、私たち組合連86名が「正調ぶんだら節」に参加しました。

参加の目的は、市民の皆様へ私たち水道工事のプロ集団のアピールと管工事業界のイメージを上げる事、組合員相互の連帯感の強化です。

当日は、踊りの前に組合で出陣式を開催し、参加者が集まって食事をしながらお祭り気分を盛り上げて、会場へ移動しました。今年は踊りの連が59

連参加し、我が組合連も、水色の爽やかなゆかた姿の女性陣に続き、はっぴ姿の男性陣、軽トラックに大小の水道の蛇口で飾られた山車を元気な子供たちが曳き、会場でのアナウンスと共に水道工事店のプロ集団として、市民の皆様へアピールしながら和歌山城周辺を踊り歩きました。

後日、「紀州おどり」のテレビ放映で、私たち組合連の爽やかにかっこよく踊る姿が映し出されました。来年も沢山のご参加をお待ちしています。

青年部の動き

「紀の川一斉清掃(河川愛護月間)」



国土交通省主催の紀の川一斉清掃が、7月27日(日)に紀の川河川敷で開催されました。当日は天候にも恵まれ、早朝から真夏の暑さにもかかわらず、組合員、従業員、事務局を始め、ご家族方々合わせて総勢45名の参加による清掃活動となりました。

国土交通省では毎年7月を河川愛護月間と定め、地域住民、各種団体、関係行政機関等の協力を得て、流域全体の良い河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護の意識の醸成を図っています。紀の川においても河川愛護月間の運動として毎年河川敷で一斉清掃を行っています。

清掃区域は例年同様、南海電鉄鉄橋～河西橋の間で、午前8時30分に指定場所に集合、集まってくれた人たちから清掃活動を開始しました。今年も1時間ほどでゴミを処理しました。

日曜日の早朝にもかかわらず、多くの皆様にご参加頂きました。



おもしろい語源探索

近頃めっきりと寒くなってきましたが、体調を崩したりしていませんか。

「めっきり」何か変な言葉ですね。

調べてみると、意味は目立って変化する様子ということですが、「めっきり寒くなる」「めっきり老け込む」「気力がめっきり衰える」などは聞いたことがあります。が、「めっきり暑くなる」や「めっきり太る」などはあまり聞いたことがありません。「めっきり」はどうやらマイナスの変化に使われるようです。で、語源を調べたのですが、インターネットで調べても「めっきり」の意味や使い方の説明はありますが、語源については見つけることができませんでした。インターネットでもわからないことがあるんですね。

それで、他の言葉でおもしろい語源のものを探してみました。

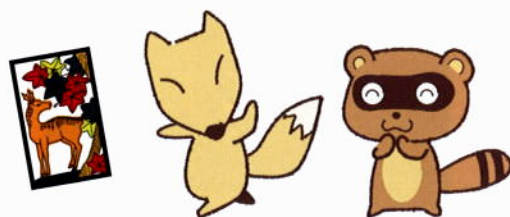
「冷たいは爪が痛い、て知ってた？」どこかのコマーシャルでありましたが、「冷たい」は元々爪が痛いほど寒いということで、「爪痛し(つめいたし)」→「つめたし」→「つめたい」となったようです。はじめは寒さを表す言葉でしたがしだいに物の温度の低さを表現する言葉に変わってきました。

「シカト」するは、花札から無視するという意味ですが、花札の十月の札「鹿の十(しかのとお)」が略されてできた言葉だそうです。

花札の十月の絵柄はモミジの下で鹿が横を向いているので、そっぽを向く、無視することを「シカトする」というようになったということです。「しかのとお」→「しかとう」→「しかと」

「狸寝入り」英語では？

タヌキは臆病な動物なので、驚いたときショックで気絶するそうです。タヌキが人を化かすというのはこのことからきているようですが、時間がたてば気が付いて逃げてしまうことから、都合の悪い時にわざと寝たふりをする場合に使われる言葉です。ちなみに英語では「fox sleep(狐寝入り?)」というそうです。



会社訪問



おじゃマンⅡ号の
儲かりまっか!
★ 換

株式会社 小佐田設備工業

会社概要

代表者 植野 誠
(S.48年5月24日生 45歳) B型

設立 平成22年12月株式会社に植野誠氏が社長に就任

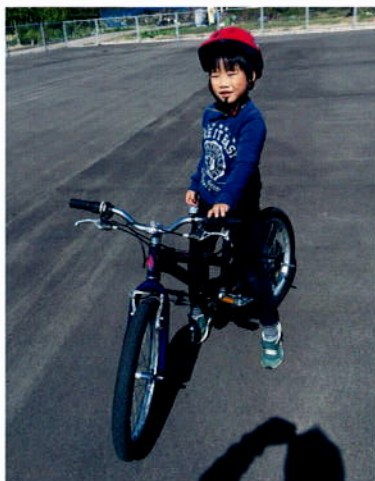
従業員 従業員3名 事務職1名

7年前の家族 妻・長女の仁奈(にいな)ちゃん
8歳(小2)・長男(もうすぐ名前未定)

おじゃマンⅡ号の会社訪問は、**紀の水第30号以来7年ぶりに(株)小佐田設備工業に再訪問**しちゃいました。待望の長男が「おめでた!」インタビューから7年、だいぶ貫禄がつきすぎた「管組合青年部の西郷ドン」こと、植野誠青年部会長82kg超級に究極のインタビューで迫ります

おじゃマンⅡ号：お腹にいた子が、今は小学校1年生(7歳)(ちなみに長男の名は泰史・たいし)、おねーちゃんが15歳の中学3年生(美術部)かー。そらそうと、今でも「**ギャンブラーまこっちゃん**」してんの?

誠社長：当然すっよ!人生は波乱万丈、勝負は一



長男 泰史君



植野誠社長と社員さん

発勝負、何と言っても僕の人生「ギャンブル一代」がモットーだったんやけど、今は下の子と自転車に乗って遊んでもうてる。おねーちゃんはぜんぜん相手してくれへんし、嫁さんはその前から相手してくれへんし。近所の若者広場(打田町)で、長男の自転車押したら足ねんぞするし、ええかげんダイエットせなあかなー

おじゃマンⅡ号：なんなら、ええ健康サプリ紹介しちゃうか、30歳若返るやつ、ドバイで開発したんやて、ええらして——

誠社長：紹介してもらおかなー……ちゃう!ちゃう!! それ僕が副業で売ってるやつやんかー、かなわんなー

おじゃマンⅡ号：副業と云えば、今年の6月に青年部の第10代会長に就任したんやてなー。

誠社長：そーなんすよー、7月に全管連青年部の総会で福島県(福島市)に行つて、8月はぶんだら節に参加、組合貢献事業としてAEDの再講習、加太植樹祭にも続けてたいと思つてんねけど、会員の減少が止まらんのであたま抱えてますわ!

おじゃマンⅡ号：会長が泣いたらあかん!まー今日はこれくらいでよかるか。

『きばれ、誠ドン。チェスト!』



長女の仁奈ちゃんと泰史君



Ponちゃんの
趣味の
コーナー

新シリーズ『Pon愛之助の解明!現地捜査』第九弾
『**真実を暴け、チャラ男?
ミスター貴志川町・
ファイナリストを徹底調査せよ!**』

今年春、管工事組合に**ミスター貴志川町**が入社、1年前の4月3日にはインターネットで知り合った当時女子大生だった奥さんと2年間の健全な交際の後**入籍**、新居を貴志川町長山団地・〇〇棟・某〇〇号室に入居する。その某〇〇号室偶然にも父母が新婚当時住んでいた愛の巣だったので。実は貴志川町のチャラ男?を徹底調査すると生まれも育ちも貴志川町、**貴志川町以外は下界の人間**とされているらしく?大学時代の4年間(大阪電気通信大学・総合情報学部・デジタルアート・アニメーション学部)電車通学部に入部、早朝5時半の貴志川駅を出発→和歌山駅→天王寺→京橋→四條畷→バスで大学まで3時間半、往復7時間の部活活動の末、無事卒業する。その反動か、就職はとなりの桃山町、通勤時間たったの10分、高校時代(那賀高・岩出市)でも自転車通学部で毎日往復1時間半も部活活動してたのに、けれど貴志川のチャラ男?ついに強制・、愛する妻に強制・そら新婚やし、ちゃうちゃう、愛する妻と**結婚式**を挙げるために奮起、8年間の10分通勤部を退部し、貴志川町から下界の和歌山市に移る決断をして、管工事組合に再就職する。

チャラ男?本名 玉置孝吉
(S.62年4月3日生 31歳 A型)
家族構成 妻(25歳) 趣味 デジタルアート
所持資格 給水装置工事主任技術者(試験勉強中)
目 標 資格保持者



健全な?交際中

Pon監事: 西郷ドーン、愛する奥さんに結婚式挙げちゃうんかー、(二人で大学の奨学金返済中なので少々貯金が...) 気合入れて、丸坊主にするやなんて関心やなー。しっかり働いて、給料上げてもらっ



組合をバックに写す玉置孝吉君

て、和歌山駅のすぐそばの高級マンション購入して**貴志川以外は下界の人間**やで

玉置君: けっしてそんなこと、これっぽっちも思いません!〇〇先輩のように『給料袋の厚みよりも、冬のボーナスの厚みよりも組合職員としての信頼の厚みを大切にしたい』と思っております。ただ妻が京都に帰るんに和歌山駅の近くやったらいいなーって言うし、僕も10分通勤してたんで組合の近くがええかなーってちょっとだけ、ほんのちょっとだけ。

Pon監事: なんでもええけど、二人でゲームしてへんと、猛勉強して、はよ!資格ようさんとってこい!! 結婚式の祝いせーへんど。

・・・今回の紀の水は西郷ドンみたいなやつばっかやなー・・・

『**きばれ! チャラ男?。チェスト!**』



愛する奥様と



編 集 後 記



★今年の和歌山県における台風被害は、例年にならない被害をもたらしました。降水量もさることながら、風害による被害が多く、21号では紀北地区が、24号では紀南地区の被害が大きかったようです。被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。台風一過、日増しに秋の深まりを感じる今日このごろですが、「秋の日は釣瓶落とし」秋の太陽は、つるべを落とすように早く沈んでしまうと言う意味で、つるべとは井戸から水を汲み上げるときに使う桶のようなもので、滑車がついていて、手を離すと重みで直下に落ちます。秋は夕暮れが早いの意味です。伝承では「釣瓶落とし」とは地方に伝わる妖怪のことで、木の上から来て人間を襲う、人間を食べるなどと言われている説もあります。

★本誌「紀の水」表紙のグラビアは、発刊当時、熊野古道「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことで、初号から11号まで（新春号を除く）、12号から27号は紀伊半島の名勝を中心に、28号からは「紀州の祭」をテーマに（イベント含む）を取り上げてきました。和歌山県内に住みながら案外知らない祭が多くあり、必ず各市町村には「祭」があります。ご指名頂ければ、表紙でご紹介させていただきます。

★日本プロ野球セ・パ両リーグのレギュラーシーズンが終了、現在クライマックスシリーズ、日本シリーズで、今シーズンは終了します。我

阪神タイガースは残念ながら、リーグ最下位に終わりました。敗戦の責任を取って監督、ヘッドコーチが辞任しました。勝負の世界は真にきびしいもので、勝つチームか負けるチームか、どちらかに成るのはしかたのないことであります。監督を引き受けて、初年度は別にして、Aクラス（上位3チーム）に入らなければ、辞任はやむを得ないと思います。今シーズンでは、セ・リーグ巨人、DeNA、中日、阪神タイガース、パ・リーグでは楽天、オリックスの監督が交代することになりました。阪神タイガースの敗因は、いろいろ取りだたされていますが、選手の打線オーダー、守備位置の「決まらない」、「決められない」こと、助っ人外国人の採用が、他球団に比べて劣っていること等考えられます。「世に千里の馬は常にあれども、伯楽は常にはあらず」球団経営陣、フロントにも責任があるように思われます。いずれにしても早期に体制を整えてほしいものです。

★平成30年は自然災害の多い年でした。鳥根県西部地震、大阪府北部地震、台風7号による広範囲に渡る集中豪雨、9月には台風21号、24号による風水害、北海道胆振東部地震等が発生しました。年末を控え、これ以上の災害が起きぬよう願うばかりです。

★インフルエンザの予防注射も忘れずに、くれぐれもご自愛の程。

（編集委員 H生）

■組合だより 紀の水

●発行  和歌山市管工事業協同組合

理事長 小 向 俊 和

●編集 紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12
TEL(073) 436-6801
FAX(073) 436-6804
URL <http://www.w-kankoji.com>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com